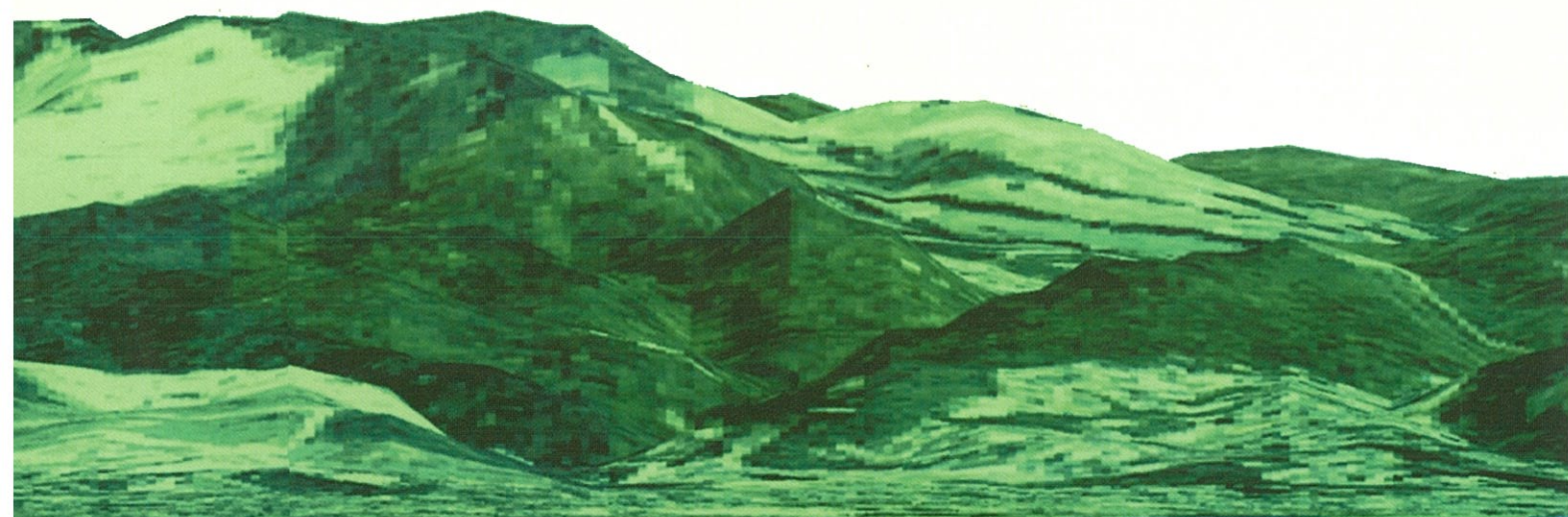


宝塚市 都市景観基本計画

平成13年3月



はじめに

本市では昭和60年に都市景観基本計画を策定し、昭和63年に宝塚市都市景観条例の制定、都市景観形成建築物等の指定や都市景観形成地域の指定、都市景観デザイン審査などに積極的に取り組み、快適な都市環境づくりに努めてまいりました。

当初の基本計画策定より15年が経過し、社会経済状況が変化し、まちの姿も変貌をとげてまいりました。特に平成7年の阪神・淡路大震災はまちの景観や市民意識にも大きな影響をおよぼしました。

このような背景から、これまでの景観行政を振り返り、改めて市民とともに取り組んで行くことの重要性を認識するとともに、継承すべきもの・手直しをすべきもの・新たに加えるべきもの等を検討し、宝塚らしい都市景観形成のための指針となる「宝塚市都市景観基本計画（改訂）」を策定いたしました。

今後は、これまでもまして、この基本計画の実現に向け、市民の皆様と協働しあって邁進する所存であります。

最後に、この基本計画の策定にあたって、ご指導いただきました都市景観デザイン審査会の各位をはじめ、関係者の皆様、ご協力いただきました市民の皆様に厚くお礼を申し上げます。

平成13年3月

宝塚市長

正司 泰一郎

宝塚市都市景観基本計画

はじめに

目次

第1章 計画の前提

- 1-1. 都市景観形成の意義 1
- 1-2. 都市景観基本計画と諸計画との関係 2
- 1-3. 都市景観基本計画の構成 5

第2章 景観形成の基本目標と原理

- 2-1. 宝塚市の景観の特性と宝塚らしさ 6
- 2-2. 市域の基本構成 9
- 2-3. 景観基本計画の目標 12
- 2-4. 都市景観の基本構造における原理と計画 14
- 2-5. 南部地域の都市の基本的要素の配置 47

第3章 地域の計画

- 3-1. 前提 49
- 3-2. 地域別計画 51

第4章 宝塚らしい景観の整備に向けて

- 4-1. 宝塚の景観基本構造の整備の方針 95
- 4-2. 市街地タイプ別の整備の方針 104
- 4-3. 広告物・色彩・照明の整備の方針 111
- 4-4. 景観整備の先導地区とその整備の方針 115

第5章 市民とともに取り組む景観づくり

- 5-1. パートナーシップによる景観づくりの推進 120

参考資料

- 1. 宝塚市都市景観デザイン審査会委員名簿
- 2. 宝塚市都市景観デザイン審査会開催経過

第1章 計画の前提

1-1. 都市景観形成の意義

都市におけるそれぞれの場は、多様な都市生活を展開する場であり、市民生活の基盤であり、市民の財産でもある。都市のそれぞれの場は、居住生活、社会生活（福祉活動、環境の維持管理、まちづくり）、教育活動、文化活動、自治活動、産業活動（商業・サービス、観光、製造等々）などの活動に適合するように整えられてきた結果である。それらの生活活動の営み方とそれに対する人々のふれあいや関係をとおして、都市空間、都市環境が形成され、独自性が醸成される。

もとより、都市空間はそれぞれの地域における自然の特性、土地の形質の上で、長年にわたって生活が展開され継承すべきものを維持・保全し、これらとの関係を基に新たな生活に合わせ積み重ねられた結果である。

この「あらわれ」が都市景観であり、都市景観は都市文化の表象でもある。

都市の総体としての都市景観、および各々の場における都市景観があってはじめて、市民生活において安心感が持て、新たな創造力や各種の活動が活性化し、市民が都市・地域に誇りを持つことができる。ひいては財産の価値が保障されることとなる。

都市景観が地域の特性と独自性を持ち、価値あるものとなるには以下の条件を満足する必要がある。

・価値ある都市景観とは、次に示す5項目が実践される必要がある。

(1) 地域・地区等の“場”らしさが表出されていること

(2) 自然の特性、土地の形質が活かされていること

(3) 将来の生活・活動を許容できるデザインであること

(4) 継承と創造性が“場”の景観の展開の中に現れていること

(歴史・文化の保全とある時代に創造されたものが加わり、時代性が巧みに蓄積されること——“まち”が時間のなかで語られ、独自性が語れること——)

(5) 審美性をもつこと

・都市景観形成はまちづくりの主要手段のひとつである。

都市景観形成は、単に建築物等、外部環境の物的な形態・表情を整えるのではなく、以下の視点に立って、まちづくりの主要な手段として考える必要がある。

(1) 都市景観の形成は都市環境づくりである。

自然性と都市性が共生する環境づくり、審美性と未来の快適性をもった都市環境づくりとなるようにすることが必要である。単独事業の実施では、個別分野の最低基準やデザインの独善ではなく、場に関する事項と照し、総合的に達成することが大切である。

(2) 市民が「創り、維持・育て、守る」都市空間

①市民組織と場、②ボランティアと市民活動などにおいて、市民参画、市民参加を実現していく。市民の意見を都市のビジョンに組み入れていくこと。相互に関わるプロセスのなかで具体化していくこと。

(3) 高度な専門的知見・情報と適切に実施する技術を継続すること。

1-2. 都市景観基本計画と諸計画との関係

1. 都市景観基本計画の位置付け

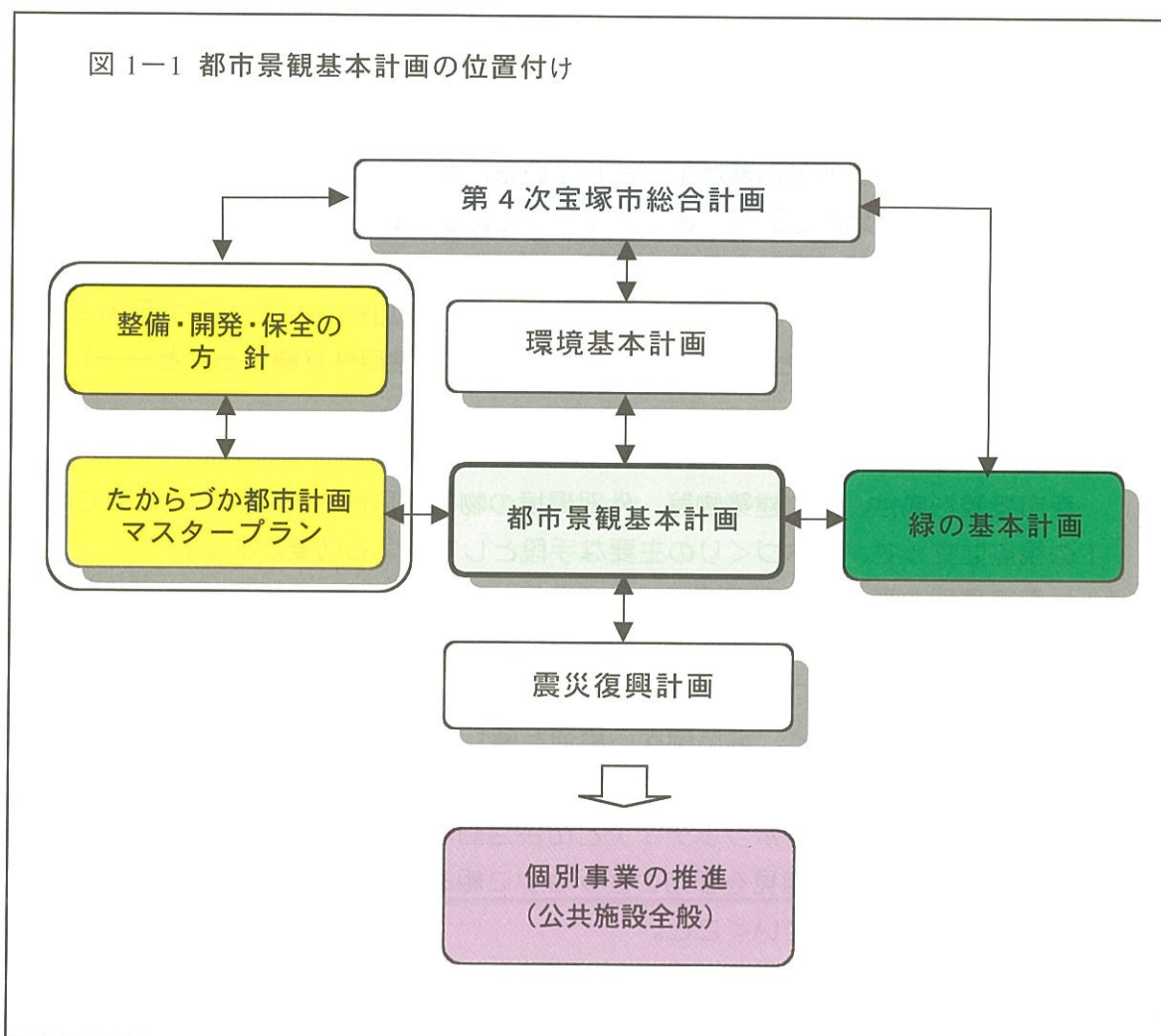
現行の都市景観基本計画は、第2次、第3次宝塚市総合計画にうたわれた「自然とこころの豊かな住宅都市づくり」を目指して、その一分野として都市景観の果たす役割の認識に立って昭和60年に策定した。その後、計画の実現を目指して、種々の景観行政を推進し一定の成果をあげてきている。

これらの動きの中で、第4次宝塚市総合計画、環境基本計画、震災復興計画、たからづか都市計画マスタープラン、緑の基本計画等が策定された。都市景観基本計画は、これらの上位計画等を実現するための具体化に向けた総合的な計画として位置づけられる。

都市景観基本計画は、第4次宝塚市総合計画による「人と自然がふれあう、心豊かな美しいまち宝塚」をつくり、まちづくりのための「たからづか都市計画マスタープラン」を基にしてより豊かなものとする計画として位置づけられるものである。

都市において、施設等が整備されると即メンテナンスが必要となる。この場合、重点的・継続的に行われる必要がある。この時、都市景観の視点から、効果的な費用の投資が大切となる。都市のメンテナンスを行う場合の基本的考え・視点を示すものとして、都市景観基本計画を位置づけることができる。

図 1-1 都市景観基本計画の位置付け



2. 宝塚市の都市景観行政の歩み

昭和56年に策定された第2次宝塚市総合計画の中で、環境条例や景観条例の検討が示唆され、昭和57年には環境基本条例を制定した。この動きを受け、昭和60年に都市景観基本計画を策定し、昭和63年に都市景観条例を制定・施行し、その後都市景観デザイン審査会を設置し、都市景観形成ガイドライン、アメニティマップ等の啓発冊子の作成など、景観行政に本格的に取り組んできている。

その歩みの中で、都市景観デザイン審査会の指導による公共事業・民間開発等を誘導し、旧小浜宿景観形成地域の指定、都市景観形成建築物（近代建築・伝統的民家）の指定、都市景観形成助成制度の制定・実施するとともに、宝塚まちなみデザイン賞による表彰などを行い、市民と一体となった景観形成に努めている。

(1) 都市景観に配慮した事業の実施

公共施設関係では、宝塚駅前・湯本地区・売布地区・花の道・仁川駅前における関連道路整備を含んだ市街地再開発事業、市民スポーツセンター周辺地区の整備、旧小浜宿景観形成地域及び都市景観形成建築物等の指定による指導・誘導、市営住宅・あいあいパーク等の公的施設整備、逆瀬川米谷線、巡礼街道の一部、宝来橋・武庫川新橋等の道路関連整備、弁天池公園等の公園、武庫川や逆瀬川・仁川等の河川・公園等の整備に併せ、景観形成を誘導してきている。

民間開発関係では、阪急宝塚駅舎、阪神競馬場建て替え事業、宝塚山手台開発等数多くの開発事業を中心に景観形成への指導・助言を行ってきた。

くわえて、中筋山手では巡礼街道沿いの季節の楽しみを愛好する市民の声を受けて、しだれ桜とせせらぎのある憩いのスポット（ポケットパーク）等景観に配慮した整備を進めてきた。

特に、都市の基盤整備としての土地区画整理事業を進めつつ、市街化区域内農地を宅地化農地と生産緑地とに分け、生産緑地地区指定を積極的に行った。その結果、市街化区域内での生産緑地が阪神間諸都市の中で一番多くなるなど、都市景観的にみても、宝塚らしい特徴の一つとなっている。

3. 都市景観形成にかかわる現況と改訂

(1) 現況

第3次宝塚市総合計画によるまちづくりを経て、阪神・淡路大震災の復興事業もあわせ、宝塚駅、宝塚南口駅、逆瀬川駅、売布神社駅の再開発事業が完了するとともに、仁川駅周辺の再開発事業が進みつつある。全市的なネットワークとなる幹線道路についてもほぼネットワークとして整いつつあり、道路を中心とした市街地のフレームの形成も整ってきた。

このようななかで、第4次宝塚市総合計画「人と自然がふれあう、心豊かな美しいまち宝塚」が2001年3月に策定され、これに基づいて同年4月から各系の計画と事業が進められつつある。また市域の土地利用計画に対しては、「都市の整備・開発・保全の方針」とともに、1997年3月に都市計画に関する基本的な方針-都市計画マスタープラン-が策定され、現在改訂が進められている。

さらに、総合計画の各系の計画と実施については、環境基本計画や福祉基本計画などが

策定され実施に移されている。総合計画を具現化するなかで、時代の潮流を配慮しつつ各系の計画のなかには改訂が必要なものがある。

このなかで、21世紀の本市の都市空間を実現するために必要となる都市景観基本計画（1985年3月策定）がある。基本計画を策定して以降、市街地は変化し、都市環境などに対する見方も時代の潮流に沿って新たな段階に至りつつある。

市街地形成をみると、つぎの点があげられる。

- ① 南部地域市街地では、幹線道路網が整えられた。北部地域については、塩瀬宝塚線の道路幅員拡幅などの整備、長尾山トンネルの開通などの整備がされた。沿道の土地利用が変化しつつあり、沿道景観について検討し、沿道景観の性格付けや景観の方向づけを行うことが望まれる。
- ② 南部地域市街地では、市街化が大きく進展した。とりわけ、中高層住宅が増えつつある。低層戸建て住宅地に低中層共同住宅棟の立地がみられ、中・大規模住宅敷地や低利用空地の細分化による分譲住宅・分譲宅地や賃貸住宅の建設が進行している。
- ③ 都市計画法の改正により指定された生産緑地の保全と、他方で宅地化農地について敷地利用することの動向を都市景観の面から点検を求められる。
- ④ 阪急電鉄の各駅前およびJR宝塚線駅前の整備事業や市街地再開発事業、土地区画整理事業などが進展し、都市施設も増えた。これらを核とした都市景観の独自性を磨き上げること、周辺の都市景観づくりを行うことが求められる時期に至った。

（2）改訂の視点

- ① これまでの実績と蓄積を継承し、上記の課題に対応できるつぎの時代の都市景観を探索する。
- ② 第4次宝塚市総合計画の理念と都市づくりの総合性と計画性を実現するために、都市景観基本計画を改訂する。
- ③ 近年の都市社会または市民生活では、市民自身の自律的なまちづくりや市民参画への方向が探られている。とりわけ阪神淡路大震災の経験と教訓はその必要性が認識された。市民、事業者、行政のパートナーシップによる新たな社会システムの構築が始められつつある。

都市景観づくりは、市民生活にとって共通の利益または公益にかかわるものであり、いかにすれば、都市景観は生活の場の魅力づけをはじめとして、市民の資源であり、生活者の財産である。今後の都市景観の形成は、これまで以上に市民、事業者、行政のパートナーシップによって推進することとする。

また、まちづくりにおいて、市民のコミュニケーション、そこからの市民、行政、事業者のパートナーシップの促進のためにも、IT（情報技術）やマルチメディアを個人レベルだけでなく公共空間において市民の各層が利用しやすくしていく。

- ④ 地球環境の維持はそれぞれの都市環境の対応からといわれる。山脈、河川水系、農業・植木産業といった特性をもつ本市の環境を活用、保全する都市景観形成を充実させる。自然生態系を科学的に認識し、都市景観を造形し、整備する方向を目指す。また、循環型社会への移行とエネルギーの有効な利用システムも配慮していく。
- ⑤ 市域から身近な日常生活圏までの都市景観形成に、バリアフリー、さらにはユニバー

サルデザインの観点を積極的に導入する。

- ⑥ 上記④、⑤項は生活展開の場で展開される。都市景観形成において、整合性または総合性を追求し、新に美しい景観を形成するようにする。
- ⑦ 総合的な交通体系への移行には、まち情報の伝達・取得、サインの掲出と読みとり等にわかりやすさとの確さが求められる。

1-3. 都市景観基本計画の構成

都市景観基本計画では、1. 見直しに関わる計画の前提等を整理し、2. 宝塚の都市景観構造を明らかにし景観形成の基本目標と原理を整理し、基本的な考え方を示し、3. 地域別の景観形成の方向と方針、4. 宝塚らしい景観整備のために景観基本構造の整備の方針、5. 市民とのパートナーシップの考え方等を示すものとする。

具体的な章、項目等の構成は、以下のとおりとする。

